

「新規」「認定対象外」「認定の対象とするが、近々全国展開する」特例措置一覧

	新規※1		認定対象外とする特例措置※2		認定の対象とするが、近々全国展開するとの注意喚起を行う特例措置※3	
	措置番号	措置の名称	措置番号	措置の名称	措置番号	措置の名称
01警察庁						
02人事院						
03金融庁						
04総務省						
05法務省						
06外務省						
07財務省						
08文部科学省						
09厚生労働省						
10農林水産省					1013	農業関連事業普及指導員任用事業
11経済産業省						
12国土交通省	1228 1229	民間事業者による公社管理道路運営事業 地域限定特例通訳案内士育成等事業				
13環境省						
20内閣府	2001	公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業				

※1 この特例措置については、「構造改革特別区域基本方針」別表1に当該特例措置が新たに追加されたため、今後活用することができるようになったものです。

※2 この特例措置については、全国展開されるため認定対象外とするものです。

※3 この特例措置については、近々全国展開される予定です。ただし、全国展開されるまではこの特例措置を活用した計画の申請・実施をすることが可能です。